

一 実地の調査を伴う認定 十二万五百円に、当該調査のため機構の職員一人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（次項第一号において「機構職員の旅費相当額」という。）を加算した額

二 実地の調査を伴わない認定 五万四千二百円

⁴ 機構が法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定により行う法第三十九条第二項において準用する法第三十六条第一項の認定の更新についての法第三十九条第二項において準用する法第三十五条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の更新の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 実地の調査を伴う認定の更新 五万六千五百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
- 二 実地の調査を伴わない認定の更新 三万七千百円

附 則 抄

（施行期日）

第一条 附 則（平成三〇年二月二八日政令第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（令和二年三月一日政令第四〇号）

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。